

# 藤里町ふるさと納税返礼品募集要領

令和6年4月1日制定

## 1. 目的

ふるさと納税寄附金制度による本町への寄附促進と、地元特産品の販売促進及びPR、地元企業の活性化、交流人口の増加等の効果を図るため、寄附者に返礼品として提供する商品を募集する。

## 2. 返礼品の要件

次の要件を全て満たす商品であること。ただし、ふるさと納税の本来の目的を鑑み、町長が特に認めた場合はその限りではない。

- ① 総務省が掲げる地場産品基準に基づく類型（参考【地場産品類型】を参照）に最低1つ該当していること。
- ② 町のPR、地域ブランドの向上、産業振興又は観光振興に寄与する等の要素をもつものであること。
- ③ 次のいずれにも該当しないものであること。
  - ・全国で不特定多数の者が使用できる、金銭類似性の高いもの（プリペイドカード商品券等）。※町内でのみ使用できるクーポン券や商品券を除く。
  - ・価格が高額なもの。
- ④ 通年で安定した品質及び供給が見込めるものであること。ただし、生鮮品や生産時期により期間が限定される商品の場合は、提供期間内の適用とする。
- ⑤ 返礼品の受注後、取扱事業者が自ら、速やかに発送できるものであること。
- ⑥ 飲食物については、発送日から4日以上消費又は賞味期限が保証されること。
- ⑦ 町ホームページやカタログ、ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という）などに掲載する商品画像データの提供に協力できること。

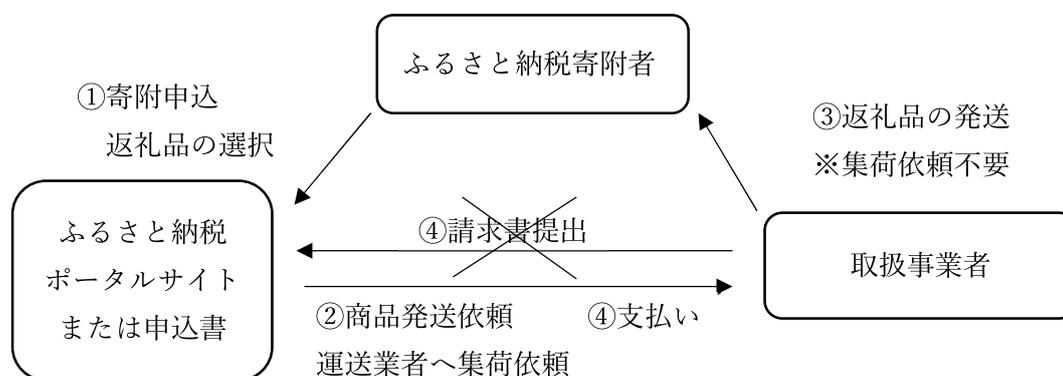
## 3. 取扱事業者の要件

以下の要件を全て満たす事業者であること。ただし、要件に適合しても町が適当でないと判断した場合は、取扱事業者として認めないこととする。

- ① 商品の梱包、発送、問合せなどに対応が可能であること。
- ② 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場又は営業所等のいずれかを有する法人、団体又は個人事業者等であること。
- ③ ②のいずれも有していない場合に、「2.返礼品の要件」を満たしており、本町に縁のある法人、団体又は個人事業者として町長が特に認めていること。

- ④ 町税等の滞納がないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者）でないこと。
- ⑥ 藤里町暴力団排除条例（平成 24 年藤里町条例第 5 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する者並びにこれらの者と密接な関係を有する者（暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）でないこと。

#### 4. 返礼品提供の流れ



※返礼品は原則として随時発送依頼する。（申請者の希望があった場合はその限りではない）

※請求書の発行については基本的に不要です。

※町へ支払口座の登録がない場合は、事前に口座登録（通帳のコピー提出）が必要となる。

#### 5. 応募・審査について

- (1) 「藤里町ふるさと納税返礼品事業者登録申請書」「藤里町ふるさと納税返礼品提案書」に必要事項を記入し、町へ提出する。申込みの際は、返礼品の写真データを提出すること。
- (2) 審査は要件を踏まえて総合的に判断する。申請事業者には登録の可否を通知することとする。

#### 6. 提供事業者のメリット

- (1) 藤里町のホームページやカタログ、ポータルサイトなどに商品の画像、商品名、企業名などが掲載される。
- (2) 寄附者への返礼品発送時におけるパンフレットの同封により、商品の販売促進やPRが可能。ただし、取扱事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封に限る。

## 7. その他留意事項

- (1) 本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、藤里町個人情報保護条例その他関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。
- (3) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものであり、提供の機会がない場合もあることを考慮すること。
- (4) 返礼品を発送する場合は、送料を最小限に抑えること。
- (5) 取扱事業者は、返礼品に関して発送の遅延、品質及び発送又は提供過程での事故等の問題が発生した場合は、速やかに町へ報告すること。
- (6) 取扱事業者は返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯な対応と解決に努め、内容については速やかに町へ報告すること。品質等による保証やクレーム対応について、町は一切の責任を負わない。
- (7) 返礼品に関して、発送希望日時等の調整が必要な場合は事業者が寄附者と直接やり取りをし、返戻等の問題が生じた場合は、再発送等の対応をとること。この場合の再発送費用は町の負担とする。ただし、取扱事業者による過失によって生じた場合は、再送に係る費用は事業者負担とする。
- (8) 町は、取扱事業者及び商品が本要領に定める条件に適合しなくなったと認める場合は、取扱事業者の登録及び返礼品の提供を取り消すことができる。
- (9) 登録された返礼品を変更又は辞退する場合は、随時かつ迅速に町へ報告すること。商品の製造中止などにより提供ができなくなった場合も同様とする。

## 8. お問い合わせ先

〒018-3201 藤里町藤琴字藤琴 8

藤里町役場総務課 企画財政係 ふるさと納税担当

TEL : 0185-79-2111

FAX : 0185-79-2293

E-mail : kikaku@town.fujisato.lg.jp

## 参考

### 【地場産品類型】

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3 (熟成肉)・・・地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- 3 (精米)・・・地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

~~~~~

99・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。(告示第5条柱書き)(例：○○pay 商品券、△△Pay)